

## 在宅がん医療総合診療料

がん患者様が安心して在宅療養する為に、入院と同等の医療を提供する診療の在り方です。週4日以上 of 定期的な訪問診療・訪問看護を行うことで、体調の変化にいち早く対処します。身体や心の辛さを緩和していく在宅診療です。

日曜から土曜を1週間とし、訪問診療と訪問看護の合計が、週4日以上行われます。上記の条件を満たした場合に、医療費が包括されます。

一週間の診療料が包括されるために、4日超の訪問診療や訪問看護、その他の医療的な処置が増えても、追加の医療費は掛かりません。

また、本診療料を適用した場合、当院医師による緊急往診時の交通費は発生しません。想定以上の費用を心配せずに、きめ細かい医療を受けることができます。

但し、以下の場合には本診療料を適用せず、別途、ご請求が発生することがあります。

- ・ 週4日未満の訪問診療および訪問看護しか実施されなかった場合は、適用しません。
- ・ 週4日以上 of 訪問診療および訪問看護をしても、上記の条件を満たさず週が1週のみの場合は、本診療料を適用しません。
- ・ 病院の入院・退院日を含む週は、本診療料を適用しません。
- ・ 医師もしくは看護師が週に1日も訪問しなかった場合は、適用しません。
- ・ また、連携する訪問看護ステーションによる訪問看護では、交通費等自費のご請求が発生します。